

【あ行】

環境基準

国や地方公共団体が公害防止対策を進めるに当たって、維持されることが望ましい環境の質のレベルとして定めた目標をいう。

この基準は行政上の目標であって、次の環境基準が定められている。

- | | |
|---------------|------------------|
| ① 大気汚染に係る環境基準 | ④ 航空機騒音に係る環境基準 |
| ② 水質汚濁に係る環境基準 | ⑤ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 |
| ③ 騒音に係る環境基準 | ⑥ 土壌汚染に係る環境基準 |

【さ行】

時間率騒音レベル

騒音レベルが、対象とする時間範囲のN%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、そのレベルをN%時間率騒音レベルと言う。

旧環境基準で用いられてきた中央値（ L_{50} ）は、騒音計の指示値が不規則に変動する場合の騒音レベルの表現のひとつで、全測定値を大小順に並べたとき、全個数の50%目の値を表す。また、騒音レベルの90%レンジ上端値を L_5 、下端値を L_{95} と表し、上端値と下端値を除いた騒音のレベルの幅を90%レンジと言う。

振動レベル（dB）

公害振動の計量単位で、人間に対する振動感覚の周波数特性に基づき、振動加速度レベルに補正を加えたもの。人間が振動を感じ始める限界の値は60dBで、80dBを超えると強く感じる。

騒音レベル（dB(A)）

騒音計で測った音の大きさの単位。これは、通常の間人が聞き得る最小の音を0dB(A)、最大の音を120dB(A)とし、この間を感覚等分したもので、10dB(A)大きくなると耳では音が倍になったと感じる。

【た行】

デシベル（dB）

音の物理的尺度の基本は「音の強さ」（ W/m^2 ）である。しかし、音の強さの範囲は極めて広い範囲（ 10^{-12} ～ $10W/m^2$ ）にわたるため、そのままでは環境モニタリング測定等では扱いづらい。そこで対数尺度の単位としてベル（B）を用いることとなったが、音の強さの範囲をベル尺度で表すと整数値で0ベルから13ベルまでの13段階となり、大まかになってしまうのでベルの1/10（デシ）の尺度としてデシベル尺度が用いられることとなった。

デシベル尺度を利用すれば音と強さの範囲はおよそ0dBから123dBとなり、扱いやすい数値の範囲となる。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。あらゆる種類の騒音の総曝露量を正確に反映させることができるため、道路交通騒音等の推計においても計算方法が明確化・簡略化されている。また、環境騒音に対する住民との対応が中央値（ L_{50} ）に比べて良好であり、国際的に多くの国や機関で採用されているため、騒音に関するデータ、基準値等の国際比較が容易である。

平成10年9月に改訂された「騒音に係る環境基準について」では、評価指標が従来の中央値（ L_{50} ）から等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）に変更された。

以上